

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	乳幼児及び児童医療費助成制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四万十市は、乳幼児及び児童医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

四万十市長

## 公表日

平成29年6月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	乳幼児及び児童医療費助成に関する事務
②事務の概要	四万十市は、四万十市福祉医療費助成に関する条例等に基づき、乳幼児及び児童における住民記録情報、健康保険加入情報、住民税情報等により審査のうえ資格認定し、医療費助成を行う。これらの事務を行うにあたり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 1. 受給者資格認定等に関する事務 2. 乳幼児及び児童医療費の支給に関する事務 3. 高額療養費の徴収等に関する事務 4. 県への補助金申請等に関する事務 5. 官公署等への必要な資料提供の求め
③システムの名称	乳幼児医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第2項 ②四万十市個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長	所長 小松 一幸
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地 四万十市役所 福祉事務所 家庭福祉係 電話:0880-34-1801 ファクス:0880-34-1880 E-mail:kateifukusi@city.shimanto.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地 四万十市役所 福祉事務所 家庭福祉係 電話:0880-34-1801 ファクス:0880-34-1880 E-mail:kateifukusi@city.shimanto.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	四万十市は、乳幼児及び児童医療費助成に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	四万十市は、乳幼児及び児童医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成29年6月9日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言【特記事項】		なし	事後	
平成29年6月9日	I-1-② 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	四万十市福祉医療費助成に関する条例等に基づき、乳幼児及び児童における住民記録情報、健康保険加入情報、住民税情報等により審査のうえ資格認定し、医療費助成を行う。これらの事務を行うにあたり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 1. 受給者資格認定等に関する事務 2. 乳幼児及び児童医療費の支給に関する事務 3. 高額療養費の徴収等に関する事務 4. 県への補助金申請等に関する事務 5. 官公署等への必要な資料提供の求め	四万十市は、四万十市福祉医療費助成に関する条例等に基づき、乳幼児及び児童における住民記録情報、健康保険加入情報、住民税情報等により審査のうえ資格認定し、医療費助成を行う。これらの事務を行うにあたり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 1. 受給者資格認定等に関する事務 2. 乳幼児及び児童医療費の支給に関する事務 3. 高額療養費の徴収等に関する事務 4. 県への補助金申請等に関する事務 5. 官公署等への必要な資料提供の求め	事後	
平成29年6月9日	I-5-② 評価実施機関における担当部署	福祉事務所長 伊勢脇 寿夫	福祉事務所長 小松 一幸	事後	
平成29年6月9日	II-1 対象人数 II-2 取扱者	平成27年10月10日	平成29年6月9日	事後	
平成29年6月9日	I-6 他の評価実施機関		—	事後	
平成29年6月9日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉事務所 家庭福祉係 TEL 0880-34-1801	〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地 四万十市役所 福祉事務所 家庭福祉係 電話:0880-34-1801 ファクス:0880-34-1880 E-mail:kateifukusi@city.shimanto.lg.jp	事後	
平成29年6月9日	II-1 対象人数 II-2 取扱者	平成27年10月10日	平成29年6月9日	事後	